

三田市立幼稚園預かり保育条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (預かり保育の定員)</p> <p>第3条 預かり保育の定員は、<u>50人を上限とする。ただし、三田市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第4条 省略 (預かり保育料)</p> <p>第5条 預かり保育料は、園児一人につき日額400円とする。</p> <p>第6条～第7条 省略 (委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が規則で定める。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (預かり保育の定員)</p> <p>第3条 預かり保育の定員は、<u>規則で定める人数とする。</u></p> <p>第4条 省略 (預かり保育料)</p> <p>第5条 預かり保育料は、園児一人につき日額400円とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件に該当する者に係る預かり保育料は、規則で定める額とする。</u></p> <p>第6条～第7条 省略 (委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>三田市教育委員会</u>が規則で定める。</p>